

2007年8月21日

頂いたご意見

憲章の第7項目に、「あらゆる法や社会の規範に抵触しない範囲で」とあります。法や社会の規範を絶対視する習慣がないことと、論理的に矛盾をきたさないか少し心配します。すでに議論のあったところかとは思いますが。

倫理委員会からの回答

ご指摘の点につきましては倫理委員会でも問題だと認識いたしました。検討の結果、

会員は、一社会人として法令や社会の規範を遵守し、その範囲内で自らの業務に係る契約を誠実に履行する。

と修文することといたしました。これによりご指摘の点も解決すると考えております。